

返戻金制度について

採用決定者が入社後 6 ヶ月以内に、本人の都合による退社あるいは本人の責めに基づく解雇等により雇用契約を終了した場合は、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |
| (3) 入社後 3 ヶ月超 6 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 10% |

株式会社トムズエンジニアリング
広島市東区若草町 10 番 14 号 はらだビル 3F
有料職業紹介事業許可番号 34-ユ-300105